

近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

穀別代價源奇證帳

明治五年十一月

經濟學部
研究室
5Z
2143

東大
2



一五 一五 一五 一五 一五

或町七反或町九下
并他代至十七反或指之残

三町四反七町或下
并他代至四反或指之残

四町三反
并他代至三反或指之残

三町七反四下
并他代至四反或指之残

或町四反八町三下
并他代至八反或指之残

或町七反或町九下
或町四反七町或下
或町三反
或町七反四下
或町四反八町三下

一五 一七 一五 一七 一五

三所三反之取也
井地代重七指之秀羅九殘

或所三反六取之下
井地代重中七反羅九殘

或所八反六取之下
井地代重三指之秀羅九殘

或所四反七取之下
井地代重指九反六六殘

三所七反七取之下
井地代重指三反九殘

一五

或所六反七取之下

一五

或所六反七取之下

一五

或所六反七取之下

一五

三所三反九取

一五

或所八反六取

十一反

三所七反六部
并世代至七卷甲七卷

十一反

三所九反七部
并世代至七卷甲七卷

十一反

三所八反
并世代至七卷甲七卷

十一反

三所八反
并世代至七卷甲七卷

十一反

三所七反九部
并世代至七卷甲七卷

十一反

三所七反九部
并世代至七卷甲七卷

十一反

三所八反
并世代至七卷甲七卷

十一反

三所八反
并世代至七卷甲七卷

十一反

三所八反
并世代至七卷甲七卷

十一反

三所八反
并世代至七卷甲七卷

一 五反

取所七反
此地代金二百五拾五圓七錢

一 七反

取所八反九反十反
此地代金二百三十七錢

一 七反

取所八反
此地代金二百零九錢

一 七反

取所七反
此地代金二百零四錢

一 五反

取所九反
此地代金二百零九錢

合反別百七拾町貳畝九步

此地代金二百零四圓七錢

畑反別百七町三反八畝七步

此地代金二百零九圓七錢

屋敷反別百七町三反八畝七步

此地代金二百零九圓七錢

年六

割洲野百九所七畝半下高田百九所之半并谷

内三十七及三畝半川谷川畝

小以五別百九所六畝及九畝半

内之及三畝半并下

多之 畝 内六所七及三畝半川谷川畝

社除地及八畝拾步

社全敷地及三畝半

并地及三畝半并下

月見拾地拾步

墓所地及三畝六步

死馬拾場九畝半步

山及別五拾九所七及三畝拾三步

此地八令七拾九圓六拾步

石之形打方細其外之四下至堂六片
道能中采一筆根取細且尚言中是

多遠...

善...

八月十八日

山
映
食
母
園
耕

辰武六年

泉野産組

一
相山抄

大町田反

此地代金之積...

白...

相及別田...

此地代金...

山

山及別九反...

此地代重至旁九指之殘

音法組

相山也中

之指九所六及六歐七下

此地代重之百之指七及四指殘

歐子歐

ENDANT 500

知友別取指之所及之歐三下

此地代重之百之指七及四指殘

白口抄書

心及別於八所至及四步

此地代重之百之指七及四指殘

割牙反割百指...

合及別百九拾九町壹反貳畝貳拾七步

内吾價地六反三七七步引

此地代金千貳百三拾四拾六錢

細及別百六所九反八七拾八步

此地代金千七拾六圓三拾五錢

外六所七反三七四步川成

屋敷及別貳畝貳反六七七步

此地代金七拾五圓五錢

割月及別百拾三所七七貳拾步

小坂及別百九所三反六畝拾三歩

外六町七反三七四歩 川欠川成

内式拾九歩坊

外大滝細式町五歩半 川欠川成

社降地及反七拾式歩

至價

社倉敷地五所三歩

此地代金貳拾八錢

地倉堂敷

見捨地拾歩

合及別百六拾九所四反貳畝廿歩

此地代金千貳百五拾三圓三錢

細及別百七町三反三畝七歩

此地代金千貳百四拾四錢

屋敷及別貳町三反六畝廿七歩

此地代金七拾圓三錢

社會敷地之取之步

此地代令或拾八錢

山及別九拾九町七反七拾五步

此地代令七拾九町六拾八錢

右之通區別被申書上之町地券
所依此町之反依之區別長副
與町之反此後申書上之町上

申書之區

新加支那新野村

石原氏

乙辰辰辰年

副町長

町長

北正仁伊氏

新書之通取札之書之町合之紙
各町之町地券連帶之町中町上

右區

彌平
舟越言平

信長建定

朽木縣令鍋崎幹殿

日向郡同村字五郎平

考正

一山尾所

於其新野村

公有地

長取州並新野村

無價

死子捨場九也

無價

山及別八捨九所

此地代重八捨式

公有地

山及新但及別

本私村方知今下當今膏費西行
直後少素一筆限存烟小費及書面之通
本送二書也

明治廿三年春

右村 乃此作
副店 雪敷村之
庄 北山仁仔反

本大之通水邊
通下上之

中十三區

富元名 船載三平

示也

本、私、村、方、知、今、年、當、今、賣、黃、豆、川
五、段、未、一、等、限、有、別、外、賣、黃、豆、西、入、通
石、送、中、區、在、中、區、上、

明治三十年正月

副、長、吉、次、郎、
九、二、八、日、

送、下、上、中、上、以、上、
傳、入、私、人、

中、上、區、

副、長、吉、次、郎、

经济

Z

3